

## 生徒心得

新潟県立八海高等学校の生徒としての自覚を持ち、その本分を尽くし校風の発揚に努めるべく、ここに次に掲げる生徒心得を遵守実践するものである。

### 1 礼儀

- ① 本校職員・生徒間での挨拶を常に心掛け、明るい学校生活を送ることができるようにする。
- ② 来賓、来校者に対しては挨拶をする。
- ③ 校長室、職員室、事務室などの出入りの際は、礼儀正しい入退室と言葉遣いに留意する。

### 2 服装

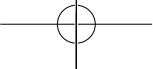
- ① 登下校時を含め、校内では別に定めた服装を着用する。
- ② 服装の変形や異装はしない。

### 3 携帯品

- ① 生徒手帳並びに身分証明書、貴重品（金銭）は常に携帯する。
- ② 生徒として好ましくない物品、または学習及び校内生活の妨げになるものは、持っていない。

### 4 髪型・身だしなみ

- ① 面接試験等で通用する髪型・身だしなみを基本とする。

- 
- ② 髪型は清潔・端正を旨とし、変形・パーマ等によるウェーブ・染色・脱色はしない。

## 5 言動

- ① 正しい言葉遣いを心がけ、野卑な言葉遣いはしない。
- ② 職員や友人とは節度ある態度で接し、言動にも気を配る。
- ③ 公共物は大切に扱い、破損したり紛失したりしない。

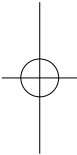
## 6 校内心得

- ① 校舎内の美化、整頓に努める。
- ② 常に放送、掲示に注意し、伝達された事項を確認する。
- ③ 集合の際は、敏速に集合、整列する。
- ④ 登校後は放課後まで外出してはならない。  
やむを得ない場合は、学級担任の許可を受けること。
- ⑤ 校舎内において貼り紙、陳列、配布などをする場合は、届け出て許可を受けてから行う。
- ⑥ 校舎、校具は大切に扱い、誤って破損したり紛失した場合は速やかに届け出る。
- ⑦ 校舎、校具の使用後は整頓、清掃及び格納を正しくする。

## 7 選挙運動及び政治的活動

選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、高校生として

自覚を持った行動をする。ただし、学校生活・学習活動の妨げとならないようにする。



## 生徒指導規程

### 1 校内生活

- (1) 次のような場合は、所定の様式により学校に願い出て、許可を得ること。

- ① 制服以外の服装をする場合。
- ② 集会を行う場合。
- ③ 本校以外の団体活動を行う場合。
- ④ 金品の募集、物品の販売を行う場合。

- (2) 次のような場合は、所定の様式により学校に届け出ること。

- ① 欠席、遅刻、早退をする場合。
- ② 校舎、校具を使用する場合。
- ③ 火気を使用する場合。
- ④ 親族の死亡した場合。  
忌引き日数  
父 母 1週間以内  
祖父母・兄弟 3日以内  
おじ・おば 1日以内  
曾祖父母 1日以内

### 2 校外生活

- (1) 次のような場合は、学級担任に申し出ること。

- ① 下宿をする場合。
- ② 保護者同伴でない宿泊を伴う旅行・登山・キャンプ・海水浴をする場合。

- (2) アルバイト（仕事）については、以下の

とおりとする。

- ① 長期休業（春・夏・冬季休業）以外  
は、アルバイト（仕事）を原則禁止とする。ただし特別な事情によっては、許可の場合もあるので、保護者と相談の上、その旨を学級担任に願い出て、学校の指導に従うこと。（1年生は1学期間は禁止、夏休み以降）

- ② 長期休業（春・夏・冬季休業）中のアルバイト（仕事）については、所定の様式により学級担任に届け出ること。ただし次の場合はアルバイト（仕事）を原則禁止とする。

ア 欠点科目の保持など学生の本分をまっとうできない場合。

イ 以降の学校生活に支障をきたす恐れがある場合。

ウ 危険な業務（高所作業、建設工事現場など）。

エ 酒席の業務（ホステス、コンパニオン、居酒屋の店員など）。

オ 深夜及び夜間労働（宿泊の必要な民宿等、深夜及び夜間のコンビニエンスストアなど）。

カ 賭け事の場（パチンコ遊技場、ゲームセンターなど）。

## 自転車／バイクによる通学について

### 1 自転車通学

- ① 学校、または最寄りの駅・バス停まで2 km以上の者について、申し出があれば、通学を許可する。

※授業・部活動等で必要な場合は、この限りではない。

- ② 『自転車通学許可願』を提出し許可を得る。ステッカーを購入し、自転車に貼付した後、使用すること。

#### 《注意事項》

- 交通ルールを遵守し、安全運転を励行すること。
- 学校の駐輪場に駐輪する。駐輪場外、または校外等に放置しないこと。
- 車両の点検・整備を心掛け安全を確保すること。
- 自転車損害賠償責任保険等に加入すること。(令和4年10月1日から義務化)
- 自転車利用者のヘルメット着用については、努力義務とする。(令和5年4月1日より努力義務化)

### 2 バイク通学

- ① 学校、または最寄りの駅・バス停まで3 km～10kmの範囲の者について、申し出があれば、通学を許可する。

※授業・部活動等で必要な場合は、この限りではない。

担任・部活動顧問の申し出により、検討し、対処する。

※十日町方面からの通学は、危険が予想されるので、許可しない。

- ② 『バイク通学許可願』を提出し許可を得る。ステッカーを購入し、使用車両に貼付した後、使用すること。

※通学許可が下りた後、生徒指導部交通係が諸注意を行う。

- ③ 1年生のバイク通学希望者は、2学期以降許可する。

#### 《バイク通学に関しての確認事項・条件》

- 交通法規を守り、安全運転に努める。
- 車両の点検・整備に留意し、改造車両には絶対に乗らないこと。
- ヘルメットはフルフェイスかジェット型を必ず使用すること。
- 自賠責保険が期限切れにならないよう確認し、任意保険にも必ず加入すること。
- バイクの貸し借りはしない。
- バイク置き場等の整理整頓を心掛ける。
- 交通事故・交通違反が発生した場合は速やかに申し出ること。

(事故報告書・交通違反指導等の対処)

※自転車、バイクいずれについても重大事故

や違反の改善が見られない場合は、許可を取り消す。

## バイク／自動車免許取得について

### 1 原付免許取得について

#### (1) 取得について

- ① 入学後から取得を認めるが、学校を欠席しての受講や取得は認めない。休日及び長期休業を利用すること。
- ② 『原付免許取得届』を担任へ提出すること。

#### (2) 運転について

- ① 交通ルールを遵守し、安全運転を励行すること。
- ② ヘルメットはフルフェイスかジェット型を推奨する。

### 2 自動車免許取得について

#### (1) 取得について

- ① 3年生の自動車免許取得は、2学期の期末考査終了以後の受講を認める。自動車学校の入校手続きのみ、事前に済ませることができる。
- ② 『自動車学校入校届』を担任へ提出すること。
- ③ 自動車学校に通うための欠席・遅刻・早退は認めない。また、免許取得検定、試験のための欠席等も認めない。
- ④ 免許取得後は『自動車免許取得届』を担任へ提出すること。

(2) 運転について

- ① 自動車の運転は、保護者同乗の上、その運転を認める。交通法規を遵守し、安全運転を心掛け運転すること。
- ② 運転する車両については、任意保険に加入していること。(本人が適用) また、他の生徒を乗せたり、悪天候時や深夜の運転は厳に慎むこと。
- ③ 自動車での登下校は認めない。

(3) その他

- 学業を最優先とし、単位取得の妨げにならないこととする。
- 上記(1)、(2)の違反者については、指導の対象とする。

3 自動二輪について

- ① 自動二輪の免許取得については、在学中は一切認めない。
- ② 自動二輪への同乗は認めない。